



平成 28 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 ファーストコーポレーション株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 利秋
(コード番号：1430 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 能宗 啓之
(TEL 03-5347-9103)

当社の取締役及び従業員に対するストックオプション（新株予約権）の 発行に関するお知らせ（募集事項の決定等に関するお知らせ）

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 8 月 26 日開催の第 5 回定時株主総会の委任を受け、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行する事が必要な理由
当社の取締役及び従業員に対し、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、発行するものであります。
2. 新株予約権の名称
ファーストコーポレーション株式会社第 4 回新株予約権
3. 新株予約権の総数
285 個とする。
4. 新株予約権の割当を受ける者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

取締役	1 名	90 個
従業員	17 名	195 個
計		285 個
5. 新株予約権の割当日
平成 28 年 10 月 14 日
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成 29 年 9 月 16 日から平成 34 年 9 月 15 日までとする。
7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 28,500 株
1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。
なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当の場合は、当該株式分割又は株式無償割当の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

8. 取締役に対する報酬の区分

取締役に対する本新株予約権の公正価格の総額を含めた報酬額は、平成 28 年 8 月 26 日開催の当社第 5 回定時株主総会の開催日から 1 年以内に限り、平成 27 年 8 月 27 日開催の当社第 4 回定時株主総会において年額 120 百万円以内（うち社外取締役 20 百万円以内）と承認された当社取締役の報酬額とは別枠とし、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に取締役に割り当てる新株予約権の数を乗じることにより算定した額とする。

9. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 1 円に付与株式数を乗じた金額とする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い計算される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得条項

- (1) 以下の i 、 ii 、 iii 、 iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記 15. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

13. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記7.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ii 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記9.で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記10.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記12.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記15.に準じて決定する。

14. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、地位喪失後6ヵ月以内（権利行使期間内に限る。）に限り権利行使をなしうるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

16. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

17. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記18.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記 19. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

18. 新株予約権の行使請求受付場所

当社総務人事部（なお、行使請求受付けに係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）

19. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

みずほ銀行池袋西口支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）

20. 新株予約権の行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第 282 条の規定に従い当社新株予約権の目的である株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

21. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

22. 発行要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

23. 新株予約証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

24. その他

本新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役社長に一任する。

以上

[ご参考]

定時株主総会付議のための取締役会決議日
定時株主総会の決議日

平成 28 年 7 月 15 日
平成 28 年 8 月 26 日